

○厚生労働省令第五十六号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)
第百五十五条の四 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報(以下「連結対象情報」という。)と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならぬ。

高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報(以下「匿名医療保険等関連情報」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報(匿名診療等関連情報を除く。)	同表の下欄に掲げる提供の申出

4 5 7 (略)

(法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に

改正前

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)
第百五十五条の四 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名診療等関連情報を第百五十五条の七に規定する匿名医療保険等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第五条の五第一項又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。
(新設)

4 5 7 (略)

(法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に

規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者医療確保法、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五十五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報保護の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二（四）（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五十五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認められた者

2 （法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）
第百五十五条の六（略）

2 提供申出者が行う業務が法第五十条の二第二項の規定により

規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報保護の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二（四）（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）及び介護保険法第十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第五十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第五十条の二第一項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第一百八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認められた者

2 （法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）
第百五十五条の六（略）

2 提供申出者が行う業務が法第五十条の二第二項の規定により

匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（削る）

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報）
 第五百五十五条の七 法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置）
 第五百五十五条の八 （略）

- 一 （略）
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
 - イ 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

匿名診療等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

（新設）

3 |

提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四百十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報）
 第五百五十五条の七 法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

（法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置）
 第五百五十五条の八 （略）

- 一 （略）
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
 - イ 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第一百五十五条の五第一号に該当する者

(2) (略)

(3) 匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認められた者

ロ (略)

三〇五 (略)

(法第九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第一百五十六条の二 (略)

2 法第九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇六 (略)

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同法第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二

(1) 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法若しくは個人情報情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2) (略)

(3) 匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認められた者

ロ (略)

三〇五 (略)

(法第九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第一百五十六条の二 (略)

2 法第九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇六 (略)

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

(新設)

条第一項に規定する医療情報を取得する場合

九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 八 (略)

十 十三 (略)

(法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第百五十九条の十 法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 八 (略)

九 十二 (略)

(法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第百五十九条の十 法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第四百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第八十八条の二 (略)</p> <p>2 法第四百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十條第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四條第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二條第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同法第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二條第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二條第一項各号又は第五十七條第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二條第一項に規定する医療情報取得する場合</p> <p>九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>ハ 一七 (略)</p> <p>九 一八 (略)</p> <p>十 一九 (略)</p> <p>(法第五百五十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第二百二十五條 法第五百五十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九條第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二</p>	<p>(法第四百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第八十八条の二 (略)</p> <p>2 法第四百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第九條第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二條第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>(新設)</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>ハ 一七 (略)</p> <p>九 一八 (略)</p> <p>(法第五百五十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第二百二十五條 法第五百五十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九條第四項に規定する保護の実施機関とする。</p>

百六十六号) 第二十二條第一項の規定による給付又は支給を行う
国とする。

(生活保護法施行規則の一部改正)

第三条 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第二十二條の五 (略)</p> <p>2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十條第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四條第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二條第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同法第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>四 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二條第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二條第一項各号又は第五十七條第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二條第一項に規定する医療情報を取得する場合</p> <p>五 前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ 〳ハ (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第二十二條の七 法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第</p>	<p>(法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第二十二條の五 (略)</p> <p>2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第九條第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二條第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>(新設)</p> <p>四 前二号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ 〳ハ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(新設)</p>

二百六十六号) 第二十二條第一項の規定による給付又は支給を行
う国とする。

第二十二條の八 (略)

第二十二條の七 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第四条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第四十四条の二 (略)</p> <p>2 法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十條第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四條第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二條第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同法第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二條第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二條第一項各号又は第五十七條第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二條第一項に規定する医療情報を取得する場合</p> <p>九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>ハ 一七 (略)</p> <p>九 一八 (略)</p> <p>十 一九 (略)</p> <p>十一 二〇 (略)</p> <p>(法第百十三條の三第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第四十四條の四 法第百十三條の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九條第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する</p>	<p>(法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第四十四条の二 (略)</p> <p>2 法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第九條第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二條第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合</p> <p>(新設)</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>ハ 一七 (略)</p> <p>九 一八 (略)</p> <p>(法第百十三條の三第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第四十四條の四 法第百十三條の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九條第四項に規定する保護の実施機関とする。</p>

する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第十一章 (略) 第十一章の二 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発(第三十一条の四十一―第三十一条の五十二) 第十二章 (略) 附則</p> <p>第五節 (獣医師の届出) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事(保健所設置市等)にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条(結核指定医療機関に係る部分に限る。)、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二、第二十六条の三並びに第三十一条の四十一において同じ。)は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において必要があるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(入院患者の医療に係る費用負担の申請) 第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	<p>目次 第一章～第十一章 (略) (新設) 第十二章 (略) 附則</p> <p>第五節 (獣医師の届出) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事(保健所設置市等)にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条(結核指定医療機関に係る部分に限る。)、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。)は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において必要があるとき認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(入院患者の医療に係る費用負担の申請) 第二十条 法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>

律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二・三（略）
2（略）

（輸入届出）

第二十九条（略）

2（略）

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二・五（略）
4（略）
6（略）

第十一章の二

感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発

（法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症関連情報）
第三十一条の四十一 法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める

感染症に関する情報は、次のとおりとする。

律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二・三（略）
2（略）

（輸入届出）

第二十九条（略）

2（略）

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二・五（略）
4（略）
6（略）

（新設）

（新設）

一 法第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項により準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

二 法第十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行った質問又は必要な調査の結果及び同条第十三項の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

三 法第四十四条の三の六及び第五十条の七の規定による届出により保有することとなった情報

四 前各号に掲げる情報のほか、法に基づく事務を行うことにより厚生労働大臣が保有することとなった情報であつて厚生労働大臣が必要と認める情報

（法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の四十二 法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める者は、感染症関連情報（法第五十六条の四十に規定する感染症関連情報をいう。以下同じ。）に係る特定の患者等（法第十二条第一項各号に掲げる者をいう。）、これに準ずる者、当該患者等を診察した医師その他の感染症関連情報によつて識別される特定の個人とする。

（法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十一条の四十三 法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 感染症関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 感染症関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により

（新設）

（新設）

他の記述等に置き換えることを含む。)

三 感染症関連情報と当該感染症関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該感染症関連情報と当該感染症関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

五 前各号に掲げる措置のほか、感染症関連情報に含まれる記述等と当該感染症関連情報を含む感染症関連情報データベース(感染症関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の感染症関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成する他の感染症関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該感染症関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(匿名感染症関連情報の提供に係る手続等)

第三十一条の四十四 法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報(同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。

一 提供申出者が公的機関(国の行政機関(厚生労働省を除く。

(新設)

- （又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
- イ 当該公的機関の名称
- ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- 二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
- イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）
- ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
- 三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
- イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
- ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- 四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- 五 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
- イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- 六 当該匿名感染症関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
- 七 当該匿名感染症関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名感染症関連情報を特定するために必要な事項
- 八 当該匿名感染症関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九 当該匿名感染症関連情報の利用目的
- 十 当該匿名感染症関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- 十一 当該匿名感染症関連情報を取り扱う者が第三十一条の四十八第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
- 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該

- 匿名感染症関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するため必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
- (1) 提供申出者が公的機関である場合 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- (2) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨
- (3) 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が第三十一条の四十六第一項に規定する業務に資する目的である旨
- ロ 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
- ハ 当該匿名感染症関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名感染症関連情報を利用して作成する成果物の内容
- ニ 当該業務の成果物を公表する方法
- ホ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ヘ 第三十一条の四十八に規定する措置として講ずる内容
- ト 当該匿名感染症関連情報の提供を受ける方法及び年月日
- チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
- 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人

<p>である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p>	<p>二 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面提供申出者は、匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報(以下「連結対象情報」という。)と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならぬ。</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報(以下「匿名医療保険等関連情報」という。)</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五條の五第三項の表の上欄に掲げる情報(匿名感染症関連情報及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第二条第六項に</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第五条の五第一項に規定する提供の申出</p>	<p>同表の下欄に掲げる提供の申出</p>

規定する匿名加工医療情報を除く。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名感染症関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名感染症関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

(法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の四十五 法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（新設）

一 法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
三 法人等であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者がある者

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名感染症関連情報等（匿名感染症関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第三十一条の四十八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第三十一条の四十六 法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
- イ 匿名感染症関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

（新設）

- ロ 匿名感染症関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。
- ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。
- ニ 第三十一条の四十八に規定する措置が講じられていること。
- 二 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
 - イ 匿名感染症関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とする。
 - ロ 匿名感染症関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。
 - ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
- 三 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
 - イ 匿名感染症関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とする。
 - ロ 匿名感染症関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。
 - ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。
- 四 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
 - イ 匿名感染症関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とする。
 - ロ 匿名感染症関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。
 - ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

五 国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるもの
に準ずるものうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認めら
れる業務

イ 匿名感染症関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の
用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名感染症関連情報を利用して行つた業務の内容が公表さ
れること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

2 | 提供申出者が行う業務が法第五十六条の四十一第二項の規定に
より匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象
情報に限る。）と連結して利用することができる状態（提供を受
けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務
のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の
いずれかに該当するものでなければならぬ）。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法 律施行規則第五条の七第一項各 号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に關する 法律施行規則第五条の七 第二項の表の上欄に掲げる 情報	同表の下欄に掲げる業務

（匿名感染症関連情報と連結して利用し、又は連結して利用する
ことができる状態）で提供することができる情報）

第三十一条の四十七 法第五十六条の四十一第二項の厚生労働省令
で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置）

第三十一条の四十八 法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定め
る措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

（新設）

（新設）

- イ 匿名感染症関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。
- ロ 匿名感染症関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- ハ 匿名感染症関連情報に係る管理簿を整備すること。
- ニ 匿名感染症関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ホ 匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時ににおける事務処理体制を整備すること。
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
 - イ 匿名感染症関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
 - (1) 第三十一条の四十五第一号に該当する者
 - (2) 暴力団員等
 - (3) 匿名感染症関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めたる者
 - ロ 匿名感染症関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
- 三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
 - イ 匿名感染症関連情報を取り扱う区域を特定すること。
 - ロ 匿名感染症関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
 - ハ 匿名感染症関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
 - ニ 匿名感染症関連情報を削除し、又は匿名感染症関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
- 四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
 - イ 匿名感染症関連情報を取り扱う電子計算機等において当該

匿名感染症関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報の取扱いに関する業務を委託するとき
は、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ 匿名感染症関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名感染症関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（法第五十六条の四十八の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の四十九 法第五十六条の四十八の厚生労働省令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

（手数料に関する手続）

第三十一条の五十 厚生労働大臣は、法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報を提供するときは、匿名感染症関連情報利用者（法第五十六条の四十二に規定する匿名感染症関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名感染症関連情報利用者が納付すべき手数料（法第五十六条の四十九第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知す

（新設）

（新設）

るものとする。

2 前項の通知を受けた匿名感染症関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(令第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面)

第三十一条の五十一 令第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

- 一 手数料の額
- 二 手数料の納付期限
- 三 その他必要な事項

(手数料の免除に関する手続)

第三十一条の五十二 厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者から令第二十四条の三第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の可否を決定し、当該匿名感染症関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(大都市)

第三十二条の二 令第三十条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が結核予防に関する事務を処理する場合においては、第二十一条及び第二十二条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(大都市)

第三十二条の二 令第三十条第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が結核予防に関する事務を処理する場合においては、第二十一条及び第二十二条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第六条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)
第四百四十条の七十二の九 (略)

(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)
第四百四十条の七十二の九 (略)

2 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報(以下「連結対象情報」という。)と連結して利用することができるときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第四百四十条の七十二の十二に規定する匿名診療等関連情報又は匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五百五十五条の四第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。
(新設)

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報(以下「匿名医療保険等関連情報」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報(匿名介護保険等関連情報を除く。)	同表の下欄に掲げる提供の申出

4
5
7 (略)

4
5
7 (略)

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第百四十条の七十二の十 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第百四十条の七十二の十 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第

一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第四百十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認められた者

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）
第百四十条の七十二の十一（略）

一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認められた者

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）
第百四十条の七十二の十一（略）

匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第一百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五條の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五條の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（削る）

（匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報）
 第四百四十條の七十二の十二 法第百十八條の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第百十八條の六の厚生労働省令で定める措置）
 第四百四十條の七十二の十三 （略）

- 一 （略）
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
- イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも

匿名介護保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第一百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

（新設）

3 |

提供申出者が行う業務が法第百十八條の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五條の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

（匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報）
 第四百四十條の七十二の十二 法第百十八條の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報とする。

（法第百十八條の六の厚生労働省令で定める措置）
 第四百四十條の七十二の十三 （略）

- 一 （略）
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
- イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも

該当しない者であることを確認すること。
第百四十条の七十二の十第一号に該当する者

(2) (略)

(3) 匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認められた者

ロ
三
五
(略)

該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法若しくは個人情報保護の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(2) (略)

(3) 匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認められた者

ロ
三
五
(略)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)

第四条の二第四号に規定する健康診査及び同条第五号に規定する保健指導(いづれも生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。

四・五 (略)

2 3 7 (略)

(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)

第五条の五 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報(以下「連結対象情報」という。)と連結して利用することができる状態[○]で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

健康保険法第五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報(以下「匿名診療等関連情報」という。)

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第百五十五条の四第一項に規定す

改正前

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)

第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)

第四条の二第四号に規定する健康診査(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。)に関する情報

四・五 (略)

2 3 7 (略)

(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)

第五条の五 (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名診療等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態[○]で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第百五十五条の四第一項又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

(新設)

<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報（以下「匿名感染症関連情報」という。）</p> <p>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報」という。）</p>	<p>る提供の申出</p> <p>介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の四十四第一項に規定する提供の申出</p> <p>認定匿名加工医療情報作成事業者（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者をいう。第一百八条の三第二項第七号において同じ。）に対する匿名加工医療情報の提供の申出</p>
---	---

4
5
7
(略)

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）
 第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

4
5
7
(略)

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）
 第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

る法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第一百八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、前条第三項の表の上欄に規定する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認められた者

匿名医療保険等関連情報	厚生労働大臣
匿名診療等関連情報	
匿名介護保険等関連情報	
匿名感染症関連情報	
匿名加工医療情報	主務大臣（医療分野の研究開発）

る法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第一百八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二（略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十六条の二第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認められた者

（新設）

に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣をいう。)

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務) 第五条の七 (略)

2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

匿名診療等関連情報	健康保険法施行規則第二百五十五条の六第一項各号に掲げる業務
匿名介護保険等関連情報	介護保険法施行規則第四百十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務
匿名感染症関連情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十六第一項各号に掲げる業務

(削る)

(匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務) 第五条の七 (略)

2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第二百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。
(新設)

3 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四百十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)

第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

(法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置)

第五条の九 法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第五条の六第一号に該当する者

(2) (略)

(3) 匿名医療保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認められた者

ロ (略)

三 五 (略)

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政

第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

(法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置)

第五条の九 法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、介護保険法、統計法若しくは個人情報保護の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2) (略)

(3) 匿名医療保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認められた者

ロ (略)

三 五 (略)

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項(同法第四十四条

令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七〇十（略）

（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第一百八条の三（略）

2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇六（略）

七 認定匿名加工医療情報作成事業者又は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ〇八（略）

十〇十三（略）

（法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの）

の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七〇十（略）

（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第一百八条の三（略）

2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〇六（略）

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

（新設）

八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ〇八（略）

九〇十二（略）

（法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第二百二十二条 法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

第二百二十二条 法第六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。